

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>児童以外の者 (注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 就学前児童 4,450円 就学児から18歳未満児童 2,420円</p> <p>同伴者</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 就学前児童 7,540円 就学児から18歳未満の児童 5,510円 児童以外の者 4,880円</p> <p>12 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 人身取引被害者分 前項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、そ</p>	5,030円	

新		旧				
略		1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
				<p>の基準額を適用する。</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子(以下「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

新

旧

略

16

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																							
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。）に月額54,600円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">冬 期 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>I 区</td> <td>II 区</td> <td>III 区</td> <td>IV 区</td> <td>V 区</td> <td>VI 区</td> </tr> <tr> <td>8,900^円</td> <td>7,100^円</td> <td>5,400^円</td> <td>4,200^円</td> <td>2,800^円</td> <td>2,200^円</td> </tr> </table> <p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月当初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">妊 産 婦 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">妊 婦</th> <th rowspan="2">産 婦</th> </tr> <tr> <th>6月未満</th> <th>6月以上</th> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>9,140</td> <td>13,810</td> <td>8,490</td> </tr> </table>	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区	8,900 ^円	7,100 ^円	5,400 ^円	4,200 ^円	2,800 ^円	2,200 ^円	妊 婦		産 婦	6月未満	6月以上	円	円	円	9,140	13,810	8,490	<p>婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、扶助費等</p>	5/10
I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区																						
8,900 ^円	7,100 ^円	5,400 ^円	4,200 ^円	2,800 ^円	2,200 ^円																						
妊 婦		産 婦																									
6月未満	6月以上																										
円	円	円																									
9,140	13,810	8,490																									

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなけれ ばならない場合はその者の各月初日の在籍戸 数(月の中途において退所した月を除く。)に 月額19,380円を、養育しなればならな い者が2人の場合は1,560円、3人以上1 人増すごとにさらに月額770円を加算した額 を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとす る。 ただし、国民年金法(昭和34年法律第14 1号)の規定による遺族基礎年金の支給を受け ている者はこれを除外すること。 (注) 乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、 満1才以上小学校就学前の者をいうもので あること。(以下同じ。)</p> <p>(4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(5) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p> <p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p> <p>(1) 事業費</p> <p>ア 乳児の各月初保護現員に月額37,900円 を乗じた額の合計額。</p> <p>イ 幼児の各月初保護現員に月額42,600円 を乗じた額の合計額。</p> <p>ただし、毎年11月1日から翌年3月 31日までの間はその間の乳児又は幼児の各 月初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額 を乗じて算定した額を加えるものとするこ と。</p> <p>(2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(3) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費（冬期加算を含む）、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生（支）局長が必要と認めた額。</p>		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
<p>婦人相談 所運営費 負担金</p>	<p>運営費</p>	<p>次に掲げる額の合算額 1 婦人相談所活動費 婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認められた額 2 外国人婦女子緊急一時保護経費 婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認められた額 3 広域措置費 婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性性を他都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生(支)局長が必要と認められた額</p>	<p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費) 婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。) 婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性性を他都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費(燃料費)、役務費(通信運搬費)</p>	<p>5/10</p>

新

旧

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対 象 経 費	5 負 担 (補助)率
		4 相談・一時保護同伴児童経費 婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額	婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)	5/10

略

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担 (補助)率						
1 区分 婦人保護 事業費 補助金 (婦人保 護長期収 容施設を 含む。)	事務費	額 1 婦人保護施設 1 [区分] 婦人保護事業費負担金 [種目] 事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都 道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人 の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地 手当の支給に関する規定)」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」 中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と 読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っ ている施設については地方厚生(支)局長がそ の都度承認した額。	婦人保護施設職 員設置のために必 要な給料、賃金、 職員手当等及び運 営のために必要な 旅費、需用費(消 耗品費、燃料費、 食糧費、印刷製本 費、光熱水費、修 繕費)、役務費 (通信運搬費)、 備品購入費、委託 料等	5/10						
		2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であ って別途定めるところにより、施設機能強化推 進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価								
		3 精神科医履上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者 (精神科通院により投薬治療を受けている者及 び施設内において専門医の処方を受けている者 (以下「対象者」という))が毎年4月1日現 在の実入所人員に対して10人以上を占めてい る施設に対し、1回当たり単価13,570円 を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、 次表に定める回数(範囲)でさらに加算する。 対象者が21人を超える施設への加算回数								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21~30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table>			対象者数	加算回数(年間)	21~30人	12回	31人以上	24回
対象者数	加算回数(年間)									
21~30人	12回									
31人以上	24回									